

## 公安委員会定例会議の開催概要

### 第1 日時

令和4年7月6日午後1時00分～午後6時40分までの間

### 第2 全体会議

#### 1 審議事項

なし

#### 2 報告事項

- (1) 「大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」の実施状況等の公表について

「大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」に基づく、令和3年度の取組の実施状況等を7月中に大阪府警察のホームページにおいて公表する予定である旨の報告があった。

##### 【委員発言要旨】

- 男性職員による育児休業等については、幹部職員がより取得に対する理解を深めていただき、さらなる取得推進を図っていただきたい。
- 女性職員が活躍する大阪府警察の魅力を発信し、良き人材確保に努めていただきたい。

- (2) 「AV出演被害防止・救済法」の施行について

性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって重大な被害が生ずるおそれ等があることに鑑み、年齢や性別を問わず被害の防止と救済を図る対策を講じ、出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的としたいわゆる「AV出演被害防止・救済法」が本年6月22日に公布され、罰則規定を除き、同月23日から施行された旨の報告があった。

##### 【委員発言要旨】

- 警察からも法律の施行について、府民に広く周知していただきたい。また、この種事案に対する事件捜査のみならず、相談者への親身な対応、被害女性への必要な支援についてもお願いしたい。

- (3) 2歳女兒に対する保護責任者遺棄事件の検挙について

捜査第一課が、富田林警察署と合同で、標記の事件につき、6月30日に被疑者2人を検挙した旨の報告があった。

##### 【委員発言要旨】

- 引き続き、事件の全容解明に努めていただきたい。

- (4) 警察官騙り特殊詐欺事件の検挙について

特殊詐欺捜査課が、西成警察署、黒山警察署及び茨木警察署と合同で、標記の事件につき、6月22日までに被疑者7人を検挙した旨の報告があった。

##### 【委員発言要旨】

- よく検挙していただいた。引き続き、しっかりと取締りに当たっていただきたい。

(5) 令和4年上半期の交通事故発生状況等について

令和4年上半期の大阪府下における交通事故発生件数は12,057件で、前年同期に比べ197件増加し、負傷者数についても13,970人で199人増加したが、死者数については70人で1人減少した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 交通事故の抑止のため、自転車対策として、引き続き、販売業者等の協力を得ながら、自転車利用者へのヘルメット着用の促進を図っていただきたい。

(6) 初任科卒業式の実施について

7月21日に警察学校初任教養部において、第244期長期課程84人、第245期短期課程35人の卒業式を実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 新型コロナウイルスの影響により様々な制約がある中、厳しい教養・訓練に耐え抜いたものと認識している。今後は、学校生活で学んだことを活かしながら、第一線において府民のために活躍されることを期待している。

### 第3 個別会議

#### 1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、59件の行政処分を決定した。

(2) 出入国管理及び難民認定法違反に係る代行聴聞実施結果及び行政処分の決定について

出入国管理及び難民認定法違反に係る代行聴聞実施結果の報告があり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく、行政処分1件について、審議の結果、飲食店営業の停止を決定した。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく代行聴聞結果及び行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく、行政処分1件について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止を決定した。

(4) 損害賠償請求妨害防止命令の発出及び意見聴取等の実施について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、損害賠償請求妨害防止命令の仮命令に係る意見聴取の期日を7月13日とし、当事者が正当な理由なく同意見聴取に出頭しない場合は、本命令に係る意見聴取の期日を7月27日とし、いずれも開催事項を公示のうえ、主宰者を暴力団対策室長として開催する旨のほか、当事者が正当な理由なく本命令に係る意見聴取に出席しない場合は、本命令書を発出する旨を決裁した。

(5) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案4件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

イ 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案

運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

ウ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案

運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

(6) 苦情・意見要望等の受理等について

ア 苦情2件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答を決定した。

イ 苦情・意見要望等45件の報告があり、審議の結果、2件については苦情受理として事実調査を指示し、43件については意見要望等としてそれぞれ処理方針を決定した。

(7) 警察署協議会委員の辞職及び後任委員の委嘱について

警察署協議会委員1人の辞職申出と欠員補充が必要である旨の上申があり、辞職を承認するとともに、新たに委員1人を委嘱することについて、可として決裁した。

(8) 警察職員等の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく、警察職員等の援助要求2件について上申があり、いずれも可として決裁した。

2 報告事項

集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

6月20日から6月26日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上